監理技術者等兼任届出書兼誓約書

　　年　　月　　日

つくば市長　　　　　　　宛て

所在地

商号又は名称

代表者

 　工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者（以下、監理技術者等という。）を専任で置くべき以下の対象工事においては、他の工事において配置している監理技術者等の兼任にあたり、以下の兼任要件をすべて満たしていますので、届け出ます。

兼任にあたっては、建設業法を遵守することを誓約します。

１　兼任する監理技術者等について

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 |  |

２　対象工事について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 新たに配置する工事 | 既に配置している工事 |
| 発注者名 |  |  |
| 工事名 |  |  |
| 工期 |  | 　　　年　　月　　日　から |
| 　　　年　　月　　日　まで | 　　　年　　月　　日　まで |
| 請負金額（税込み） |  |  |

３　兼任要件チェックリスト

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 要　件 | 確認欄 |
| ① | 兼務する各工事の請負代金が１億円未満（建築一式は２億円未満）であり、兼務する工事現場は合計２件以内である。 | **□** |
| ② | 兼務する工事現場間の距離が、一日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ移動時間が概ね２時間以内である。 | **□** |
| ③ | 兼務する各工事の下請次数が３次までである。 | **□** |
| ④ | 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を１年以上有する者）を工事現場に配置することができる。 | **□** |
| ⑤ | 兼務する各工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じることができる。 | **□** |
| ⑥ | 人員配置の計画書を作成し、工事現場に備え置くと共に営業所において保存をすることができる（電子媒体による作成も可）。 | **□** |
| ⑦ | 工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置し、かつ当該機器を利用可能な環境が確保されている。 | **□** |

**※兼任に関する違反が明らかとなった場合は、指名停止措置等を行うことがある。**

監理技術者等兼任届出書兼誓約書

　　**〇〇**年**〇〇**月**〇〇**日

つくば市長　　　　　　　宛て

所在地　**○○県○○市○○○○**

商号又は名称　**株式会社○○○○**

代表者　**代表取締役**　**○○　○○**

 　工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者（以下、監理技術者等という。）を専任で置くべき以下の対象工事においては、他の工事において配置している監理技術者等の兼任にあたり、以下の兼任要件をすべて満たしていますので、届け出ます。

兼任にあたっては、建設業法を遵守することを誓約します。

１　兼任する監理技術者等について

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | **○○　○○** |

２　対象工事について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 新たに配置する工事 | 既に配置している工事 |
| 発注者名 | **○○○市** | **○○○市** |
| 工事名 | **○○○○○○工事** | **○○○○○○工事** |
| 工期 |  | 　　　年　　月　　日　から |
| **〇〇**年**〇〇**月**〇〇**日　まで | 　**〇〇**年**〇〇**月**〇〇**日　まで |
| 請負金額（税込み） | **○○○○○円** | **○○○○○円** |

３　兼任要件チェックリスト

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 要　件 | 確認欄 |
| ① | 兼務する各工事の請負代金が１億円未満（建築一式は２億円未満）であり、兼務する工事現場は合計２件以内である。 | **□**✔✔ |
| ② | 兼務する工事現場間の距離が、一日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ移動時間が概ね２時間以内である。 | **□**✔ |
| ③ | 兼務する各工事の下請次数が３次までである。 | **□** |
| ④ | 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を１年以上有する者）を工事現場に配置することができる。 | **□**✔ |
| ⑤ | 兼務する各工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じることができる。 | **□**✔ |
| ⑥ | 人員配置の計画書を作成し、工事現場に備え置くと共に営業所において保存をすることができる（電子媒体による作成も可）。 | **□**✔ |
| ⑦ | 工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置し、かつ当該機器を利用可能な環境が確保されている。 | **□**✔ |

**※兼任に関する違反が明らかとなった場合は、指名停止措置等を行うことがある。**